

公営企業経営室関係資料

資料2-1 水道事業における広域化の推進について..... P1

資料2-2 水道事業における災害対策等について..... P5

資料2-3 地下鉄事業の安定経営の推進..... P8

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果

<「水道広域化推進プラン」の策定>（厚労省と連携）

- 平成31年1月に、「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請
- 平成31年3月に、策定支援のため「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出
- 令和3年5月に、都道府県の強力なリーダーシップの下で令和4年度までに計画を策定するよう改めて要請する等の事務連絡を发出

<地方財政措置>

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）

- マニュアルや事務連絡を踏まえつつ、まずは令和4年度中に計画を策定いただきたい。
- 計画策定後、都道府県のリーダーシップの下で計画に基づく広域化の取組を着実に進めるとともに、計画の充実を図っていただきたい。
取組を後押しするため、都道府県が実施する広域化の推進のための調査検討に要する経費について、普通交付税措置を講じる（R5～R7）。

水道事業における広域化の推進について②

「水道広域化推進プラン」の策定について 抄

(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)

1. 水道広域化推進プランの基本的な考え方

(4) 水道広域化推進プランの策定スケジュール

水道広域化推進プランは、**平成34年度末までに策定し、公表**すること。

また、策定後においても、当該地域の経営条件の変化や**広域化に関する具体的な取組の進捗状況等に合わせ、適宜改定を行うこと。**

(5) 水道広域化推進プランの公表等

水道広域化推進プランを**策定又は改定した場合**には、**積極的に公表し住民に周知を図るとともに、都道府県及び市町村等の議会へ説明**すること。

また、**遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告**されたいこと。

3. 水道広域化推進プランの策定に当たっての留意事項

(5) 水道広域化推進プランに基づく取組の推進

改正水道法第2条の2第2項において、**都道府県は**、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされており、水道広域化推進**プランに基づく取組を推進する役割を担う**ものであること。

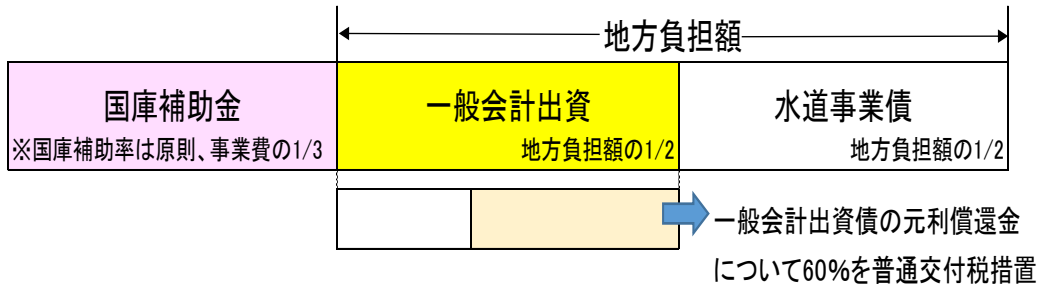
また、水道事業者についても、改正水道法第2条の2第4項において、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならないとされていることから、**水道事業者である市町村等は**、水道の基盤強化を図る観点から、**都道府県とともに、水道広域化推進プランを踏まえ、水道事業の広域化に取り組むことが重要**であること。

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置

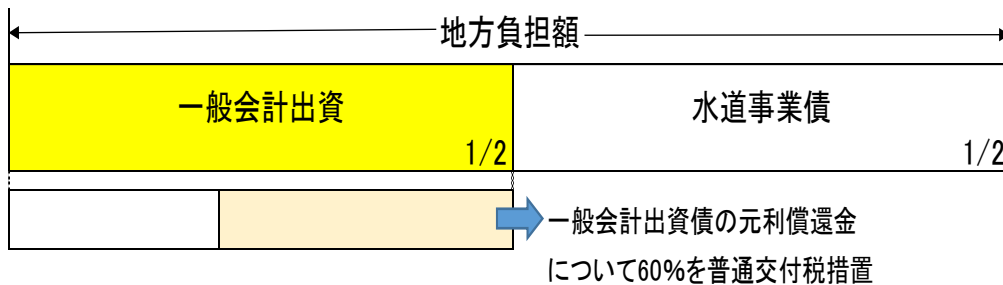
【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道広域化推進プラン」に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

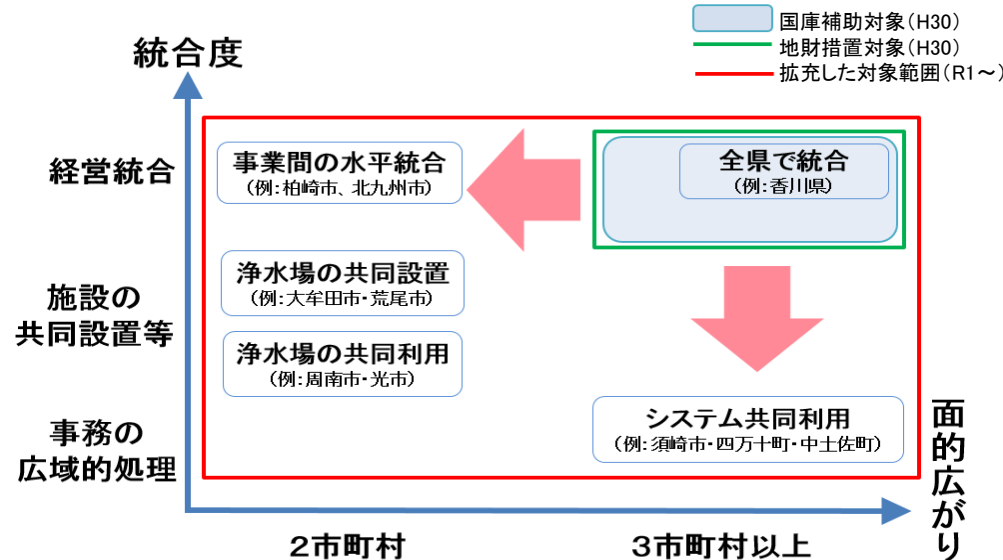
（国庫補助対象事業）



（地方単独事業）



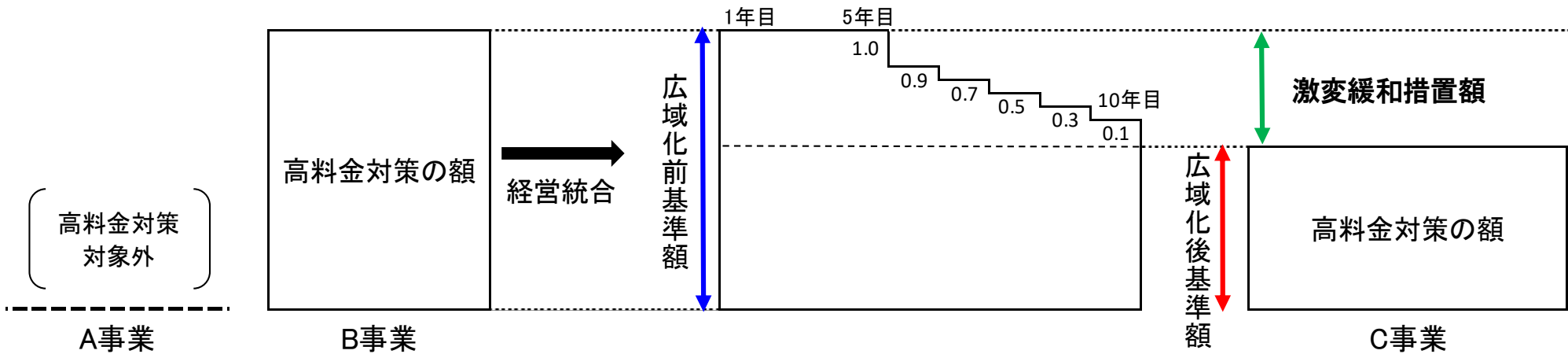
（地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図）



水道広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置

【地方財政措置の概要】

水道事業が市町村の区域を越えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する必要があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を越えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。(6年目以降、段階的に縮減)



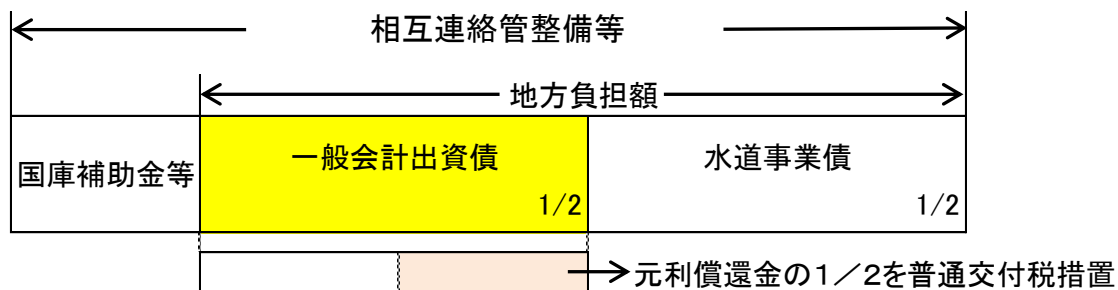
※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]	1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

【地方財政措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

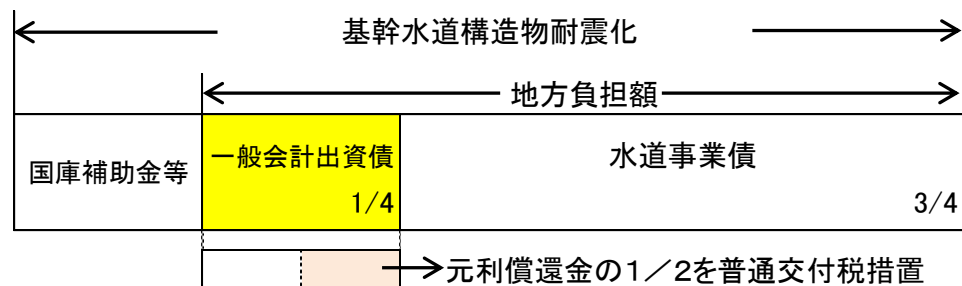
相互連絡管整備等(H7～)

送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業(更新・改築事業を除く。)



基幹水道構造物耐震化(H21～)

浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業(更新・改築事業を対象。ただし、耐用年数経過施設の更新・改築事業は除く。)



水道事業における災害対策等について②(水道管路耐震化)

【地方財政措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

水道管路耐震化事業(H21創設、H26・R1延長※R5年度までの時限措置)

経営戦略を策定した末端給水事業者が実施する、水道管路(国庫補助の対象となる管種に限る。)の耐震化事業(H27~29の3か年に実施した耐震化事業の平均事業費(通常事業分)を上回る上積事業分に限る。)

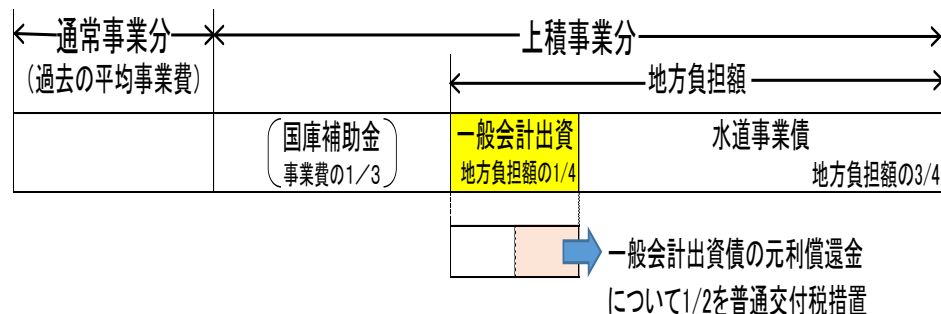
また、一定の経営努力を前提(※)とした上で、経営条件の厳しい団体(次の要件①または②を満たす団体)を特別対策団体としてR1年度に地方財政措置を拡充

①経営条件が厳しいこと:有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上

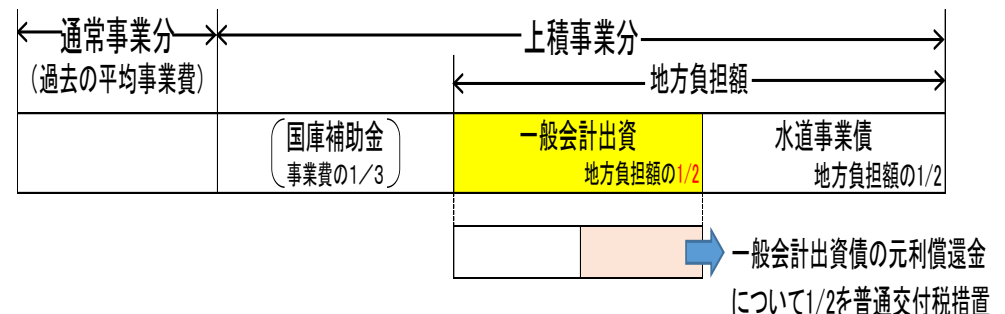
②管路更新負担が大きいこと:有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が平均の2倍以上

※一定の経営努力を行っていること:供給単価(有収水量1m³当たり給水収益)が全国平均以上

【一般分】



【特別対策分】



水道事業における災害対策等について③(土砂災害対策・浸水災害対策)

【地方財政措置の概要】＜国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象＞

住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、土砂災害・浸水災害対策に必要な施設の整備に要する経費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

【対象事業】

○土砂災害対策

土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)



土砂流入防止壁のイメージ

○浸水災害対策

津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等における防水扉、止水堰その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)



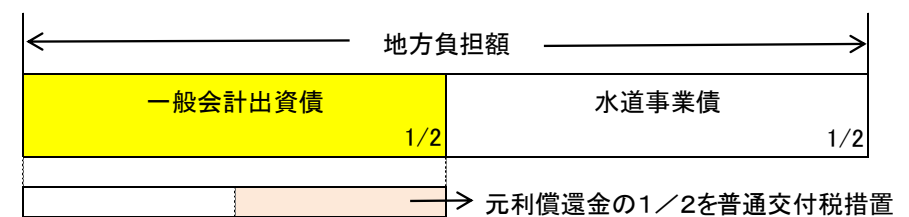
浸水災害対策のイメージ

【スキーム】

(国庫補助事業)



(地方単独事業)

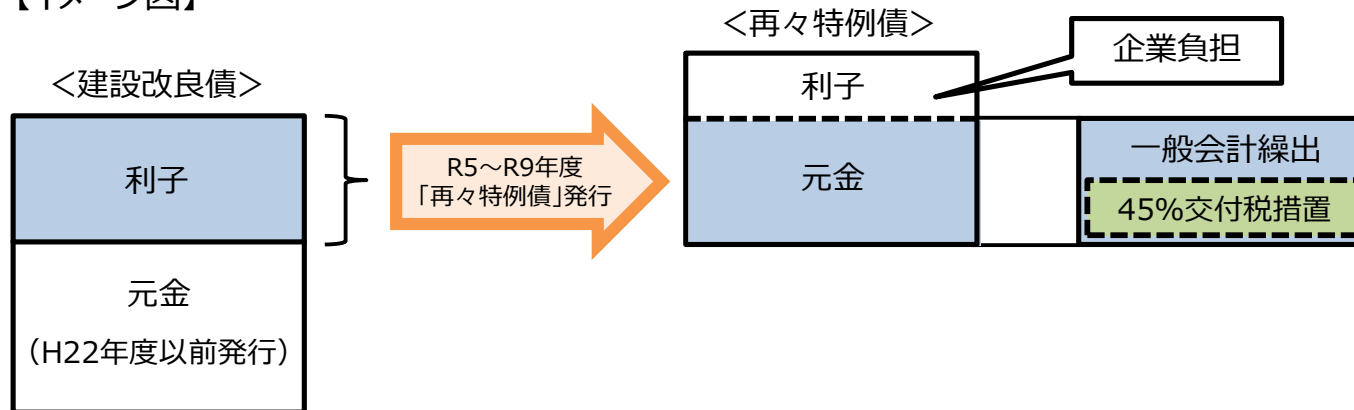


地下鉄事業特例債(再々特例債)の概要

各地下鉄事業の経営が引き続き厳しい状況である中で、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境の変化が生じていることを踏まえ、経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設けた上で5年間延長し、引き続き地方財政措置を講ずることとする。

1.趣旨	○ 公営地下鉄事業の経営健全化に資するため、地下鉄事業の建設改良費に係る企業債の利子相当額を対象として地下鉄事業特例債（以下「再々特例債」という。）の発行が可能。当該再々特例債の元金について一般会計繰出しの対象とし、所要の財政措置を講ずるもの。	
2.内容	対象団体	累積欠損金を有する団体
	起債対象	平成22年度以前発行の建設改良債に係る利子（発行要件あり）
	発行期間	令和5年度～令和9年度【借入条件】民間等資金、10年以内償還
	地財措置	元金償還金を全額一般会計繰出、45%普通交付税措置 ※利子に対する地財措置なし。

【イメージ図】



地下鉄事業特例債(再々特例債)の発行要件

地下鉄事業特例債制度を延長するにあたり、新型コロナの影響による地下鉄事業をとりまく経営環境の変化への対応の促進を図るため、経営戦略の改定状況に応じた再々特例債の発行要件を以下のとおり設けることとする。

起債対象	要件
H13～H22年度発行の建設改良債の利子	<p>(1) R7年度までは、<u>新型コロナの影響による地下鉄事業をとりまく経営環境の変化を踏まえて「経営戦略」を改定し、または改定に着手していること。</u></p> <p>(2) R8年度以降は、<u>新型コロナの影響による地下鉄事業をとりまく経営環境の変化を踏まえて「経営戦略」を改定していること。</u> ※「着手」とは、その状況が対外的に説明可能な状態であることをいう。</p>
H12年度以前発行の建設改良債の利子	<p>(3) 既存の「経営戦略」に沿った取組みが確認できること。</p> <p>(4) 上記(1)または(2)の要件に該当するもののうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「経営戦略」を改定している場合</u>：以下の項目を「経営戦略」に盛り込み、さらなる充実強化を図ろうとするものであること。 ・<u>「経営戦略」の改定に着手している場合</u>：以下の項目を「経営戦略」に盛り込む見込みであることが確認できること。 <p>①<u>収入確保対策</u> <u>(例：内部留保額や料金の見直し、資産の有効活用、附帯事業の強化等)</u></p> <p>②<u>経費削減対策</u> <u>(例：施設の長寿命化、施設投資・事業の精査、民間委託、効率的な組織、定員管理、給与適正化等)</u></p> <p>③<u>その他の対策</u> <u>(例：ICTの活用、新技術の活用等)</u></p>

<確認方法等>

取組状況等の確認のため毎年度事業管理者に対するヒアリングを実施

地下鉄事業資本費負担緩和債の要件緩和

【地下鉄事業資本費負担緩和債の概要】

1.目的	○ 建設改良に係る企業債利子を起債対象とすることにより、地下鉄事業の稼働初期における巨額の資本費負担を長期にわたって平準化し、もって料金水準の適正化を図るとともに企業の資金不足の緩和を図り、地下鉄事業の経営の安定化に資すること。	
2.内容	要件	○ 地下鉄事業の建設改良のための企業債に係る利子（建設中の施設に係る地方債の利子及び地下鉄事業特例債の対象となるものを除く）のうち、当該年度の 前年度に比べ増加が見込まれる資金不足額の範囲内の額 で次の要件に該当するもの ① 原則として前年度末において資金不足額があり、当該年度において 当該年度の前年度に比べ資金不足額が増加すると見込まれること ② 経営健全化のために必要な努力を行っていることと認められること ③ 資本費平準化債を充当してもなお資金不足額があること
	償還期限等	○ 民間等資金、30年以内償還



【要件緩和内容】

特に資金繰りが厳しい地下鉄事業（繰越欠損金があり、かつ地方財政法の規定に基づき算定する当該年度の前年度の資金不足比率が10%以上となるもの）については、地下鉄事業資本費負担緩和債の要件のうち、**「前年度に比べ増加が見込まれる資金不足額の範囲内」という要件を適用しない**こととする。

【要件緩和後】

- 地下鉄事業の建設改良債のための企業債に係る利子（建設中の施設に係る地方債の利子及び地下鉄事業特例債の対象となるものを除く）で、次の要件に該当するもの
 - ① 当該年度末において資金不足額があると見込まれること
 - ② 経営健全化のために必要な努力を行っていることと認められること
 - ③ 資本費平準化債を充当してもなお資金不足額があること

◆留意事項◆ 地下鉄事業資本費負担緩和債の発行については、年度間負担の平準化に資する一方、利子の負担が生じることから、長期的視野に立った経営の健全な運営を意識する必要がある。